

林野火災**注意報**・**警報**の運用を開始しました

発令時は**火の使用**が**制限**されます

	林野火災注意報	火災警報
発令基準	前3日間の合計降水量1mm以下かつ前30日間の合計降水量30mm以下 もしくは、 前3日間の合計降水量1mm以下かつ乾燥注意報が発表	実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下で最大風速7mを超える（見込み） もしくは 平均風速10m以上1時間以上連続（見込み）
	気象状況を考慮して発令されない場合があります	
火の使用制限	<ul style="list-style-type: none">・山林、原野において火入れをしないこと・煙火を消費しないこと・屋外において火遊び又はたき火をしないこと・屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと・山林において喫煙をしないこと・残火（たばこの吸い殻を含む）、取灰又は火の粉を始末すること	
罰則	努力義務（罰則なし）	30万円以下の罰金又は拘留
発令広報	松本広域消防局のホームページ、各消防署ののぼり旗 災害情報メール、安心ネット、松本市公式LINE	

全国的に発生している大規模な林野火災を受けて、森林資源の焼失や住民の生命及び財産を守るために運用が開始されたものです
ご理解とご協力をお願いいたします



問い合わせ先
丸の内消防署
電話：35-2411

火の使用が制限される【たき火】の例

【各種焼却】



【野焼き】



【たいまつ】



【キャンプファイヤー】



【三九郎】



【たき火】



火の使用が制限される【たき火】から除外されるもの

【バーベキュー（炭火）】



【七輪（炭火）】



【器具を使用するもの】



※ たき火等の行為は、火災予防又は消火活動に重大な支障を及ぼす恐れがあるため、あらかじめ消防署に届け出る必要があります

ただし、消防署が行為の許可を与えるものではありません

たき火等を実施する際は、あらかじめ消火準備をしましょう
風が強いときは実施を控えましょう